

栃木県文化振興基金助成事業実施要領

第1 目的

県は、栃木県文化振興条例の基本理念に則り、県内各地域において、多彩な文化活動や、文化活動の担い手育成、地域伝統文化継承活動、文化芸術と他分野との連携による地域活性化を支援するため、団体等に対して助成を行う。

第2 助成対象となる事業等

助成対象となる事業の名称及び内容は、別紙1－1、別紙1－2、別紙1－3及び別紙1－4のとおりとする。

第3 助成事業の実施

この要領に基づき事業を実施しようとする者は、別に定める期日までに様式1の事業計画を県に提出しなければならない。

第4 助成事業の審査

知事は、助成事業の決定に当たっては、別に定める審査委員会の意見を聞くものとする。

第5 審査結果の通知

知事は、当該事業として採択（内定）又は不採択を決定し、その結果を様式2により申請者に通知するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

この要領は、平成23年1月12日から適用する。

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

この要領は、平成27年3月18日から適用する。

この要領は、平成29年度分の助成金から適用する。

この要領は、令和2年度分の助成金から適用する。

この要領は、令和3年度分の助成金から適用する。

この要領は、令和4年度分の助成金から適用する。

この要領は、令和5年度分の助成金から適用する。

この要領は、令和7年度分の助成金から適用する。

1 事業の名称、内容等

名称	事業内容	助成対象経費	備考
文化活動等助成事業	地域づくりや栃木の魅力アップに資する文化芸術活動、担い手育成に資する文化芸術活動等	・報償費 ・賃金 ・旅費 ・需用費 - 消耗品費 - 印刷製本費 ・役務費 - 通信運搬費 - 手数料 ・使用料及び賃借料 ・委託料 ・その他必要と認められるもの	助成対象経費は、事業の実施に要する直接的な経費のうち必要と認められるもので、恒常的な運営費、人件費等を除く。 また、助成対象経費から、対象事業の実施に伴う収入(入場料・参加料、その他収入(広告料等))を控除するものとする。

2 助成対象者

助成対象者は、次の(1)から(3)の条件をすべて満たす団体とする。

- (1) 県内に活動拠点があること
- (2) 原則として一定の活動実績があり、事業を完遂できる見込みがあること
- (3) 代表者が明らかで、定款や規約などを有しており、会計経理が明確で過去の決算書を提出できること

3 助成対象外となる事業

次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象外とする。

- (1) 国、県、市町、その他の団体等から助成を受けている事業
- (2) 専ら営利を目的とする事業
- (3) 特定の政治、宗教活動を目的とする事業
- (4) 団体等の内部活動である事業
- (5) その他「栃木県文化振興基金助成事業募集要項(文化活動等助成事業)」で定める事業

1 事業の名称、内容等

名称	事業内容	助成対象経費	備 考
地域伝統文化継承事業	次の各無形民俗文化財で民俗芸能及び年中行事に係るもの 1 市町が指定するもの、又は対象事業費が200万円未満の国指定・国選択のもので、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 用具、衣装の修理又は更新等 (2) 記録作成 (3) その他、地域伝統文化の普及・継承に必要な事業（ただし、恒常的な経費を除く。） 2 県指定文化財で文化財保存事業費補助金交付要領の適用対象外となるもので、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 記録作成 (2) その他、地域伝統文化の普及・継承に必要な事業（ただし、恒常的な経費を除く。）	(1) 用具、衣装の修理又は更新等 ・ 需用費 ・ 消耗品費 ・ 修繕料 ・ 委託料 ・ 備品購入費 (2) 記録作成 ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 需用費 ・ 消耗品費 ・ 印刷製本費 ・ 委託料 ・ 使用料及び賃借料 (3) その他、地域伝統文化の普及・継承に必要な事業（ただし、恒常的な経費を除く。） ・ 必要と認められるもの	助成対象経費は、事業の実施に要する直接的な経費のうち必要と認められるものとする。

2 助成対象者

助成対象者は、次の（１）から（３）の条件をすべて満たす団体とする。

- （１）県内に住所または活動拠点があること
- （２）原則として一定の活動実績があり、事業を完遂できる見込みがあること
- （３）代表者が明らかで、定款や規約などを有しており、会計経理が明確で過去の決算書を提出できること

3 助成対象外となる事業

次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象外とする。

- （１）地域住民に公開されないものに対する修理又は更新等
- （２）既に当該事業について国、県、その他の団体等から助成を受けている事業
- （３）地域の伝統文化の調査、保存、整備のための計画策定に係る事業
- （４）専ら営利を目的とする事業
- （５）特定の政治、宗教活動を目的とする事業

別紙 1 - 3

1 事業の名称、内容等

名称	事業内容	助成対象経費	備考
頑張る若手芸術家応援事業	若手芸術家が自ら行う文化芸術活動等で、次のすべてを満たす事業 1 助成事業者が主催し、自ら発表する文化芸術活動 2 栃木県内で一般県民に公開する事業	・報償費 ・賃金 ・旅費 ・需用費 - 消耗品費 - 印刷製本費 ・役務費 - 通信運搬費 - 手数料 ・使用料及び賃借料 ・委託料 ・その他必要と認められるもの	助成対象経費は、事業の実施に要する直接的な経費のうち必要と認められるもので、恒常的な運営費、人件費等を除く。

2 助成対象者

助成対象者は、次の（１）から（４）の条件をすべて満たす個人とする。

- （１）本県在住、在勤又は本県出身（出生地である、又は通学歴がある）であること
- （２）事業年度初日において 39 歳以下であって、学生でないこと
- （３）申請する事業を主催し、同事業に要する経費を負担すること
- （４）「とちぎアーティストバンク」に個人として登録していること

3 助成対象外となる事業

次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象外とする。

- （１）国、県、市町、その他の団体等から助成を受けている事業
- （２）特定の政治、宗教活動を目的とする事業
- （３）団体等の内部活動である事業
- （４）その他「栃木県文化振興基金助成事業募集要項（頑張る若手芸術家応援事業）」で定める事業

1 事業の名称、内容等

名称	事業内容	助成対象経費	備考
とちぎの文化の新たな魅力創造・発信助成事業	文化芸術と他の関連分野（観光、まちづくり、産業等）とが連携し、とちぎの文化の新たな魅力を創造・発信していく事業	・報償費 ・賃金 ・旅費 ・需用費 - 消耗品費 - 印刷製本費 ・役務費 - 通信運搬費 - 手数料 ・使用料及び賃借料 ・委託料 ・その他必要と認められるもの	助成対象経費は、事業の実施に要する直接的な経費のうち必要と認められるもので、恒常的な運営費、人件費等を除く。

2 助成対象者

助成対象者は、次の（１）から（２）の条件をすべて満たす団体等とする。

- （１）県内に活動拠点があること
- （２）代表者が明らかで、定款や規約などを有しており、会計経理が明確で事業を完遂できる見込みがあること

3 助成対象外となる事業

次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象外とする。

- （１）専ら営利を目的とする事業
- （２）特定の政治、宗教活動を目的とする事業
- （３）団体等の内部活動である事業
- （４）その他「栃木県文化振興基金助成事業募集要項（とちぎの文化の新たな魅力創造・発信助成事業）」で定める事業